


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例について			
	区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市特例小口零細企業資金融資要綱		
事項	部課			
機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が施行(平成30年4月1日付)されたことにより、融資あっせんに係る経営者保証に関する運用も変更となり、信用保証付き制度融資に係る保証人が必ずしも必要ではなくなったため、第9条第1項第2号の条文の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点：</p> <p>現在、法人が融資のあっせんを受ける際の要件として、当該法人の代表者個人を連帯保証人とするを必須事項としているが、上述した運用の変更により、原則事項へと条文を改正するものである。</p> <p>(2) 施行日：公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果：</p> <p>条例改正することにより、連帯保証人なしでの融資あっせん申込みにも対応できるようにし、事業者の融資活用の促進を図るものである。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>条例の案文については、文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会へ議案とするための手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。